

環境活動レポート

令和5年度

ご挨拶

地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らす地域もその例外ではありません。近年、温室効果ガス削減や天然資源の枯渇などについては特に重要視されています。企業経営するうえで、資源エネルギーを効率良く利用する努力や、大量消費・大量廃棄型の経済活動や社会様式の見直しが課題となっております。

私たちは地域住民の理解が得られる産業廃棄物処理業者として、高い信頼・安全性を追求して地球環境保全に貢献します。

掲載

株式会社エース・クリーン

〒090-0001 北海道北見市小泉761番地12
TEL (0157) 22-0700 FAX (0157) 22-0730

対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

発行日

令和6年5月23日

社長	専務	常務	常務

目 次

1. 会社概要	3
2. H E S : 産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容	5
(環境改善活動の取組体制)	26
3. 環境に関する基本方針	27
4. 環境目的・目標	28
5. 環境活動計画	30
6. 環境目標の実績	32
7. 環境改善活動の評価、今後の課題	33
8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項	34
9. 代表者の見直し評価	35

1. 会社概要

- 会社名：株式会社エース・クリーン
本社：北海道北見市小泉761番地12
- 代表取締役：中井 真太郎
- 事業内容：水処理施設の維持管理業
公共下水道の清掃及び維持管理業
道路及び側溝の清掃維持管理業
産業廃棄物の収集運搬及び処理業（相互認証対象）
一般廃棄物の収集・運搬業
- 資本金：2,000万円
- 売上：929,843,403円
- 役員数：69名（役員6名、職員63名（うち、嘱託職員6名））
- 敷地面積：25,903㎡
- 延床面積：3,433.23㎡
- 沿革：
 - 昭和51年 2月 北見市に株式会社エース・クリーン設立、廃棄物収集運搬開始
 - 昭和55年10月 資本金400万円に増資
 - 昭和55年12月 資本金1,000万円に増資
 - 平成9年 3月 中間処理施設開設
 - 平成9年 5月 管理型最終処分場開設
 - 平成11年 8月 肥料製造施設開設
 - 平成12年 4月 札幌支店開設
 - 平成13年 5月 廃プラスチック類の減容施設開設
 - 平成14年 2月 汚泥等の炭化施設開設
 - 平成14年 3月 資本金2,000万円に増資
 - 平成17年 7月 札幌支店閉鎖
 - 平成19年 1月 東京支店開設
 - 平成19年 4月 事業の一部廃止届出（埋立（燃殻）の削除）
 - 平成20年 5月 事業の一部廃止届出（埋立（汚泥））、炭化（汚泥、木くず、動植物性残渣、動物のふん尿）の削除。）天日乾燥施設の開設
 - 平成22年11月 HES産業廃棄物処理業者用システム規格 認証登録
 - 平成22年11月 エコアクション21相互認証
 - 平成23年 1月 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合（産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業）
 - 平成23年12月 優良産廃処理業者に係る基準適合
 - 平成24年 4月 特別管理産業廃棄物収集運搬業開始
 - 平成28年11月 木質飼料製造施設開設
 - 令和元年 8月 東京支店廃止
 - 令和3年 4月 事業の一部廃止届出（肥料の製造（動物のふん尿）の削除）

令和 4年 2月 特別産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合
(特別産業廃棄物収集運搬業)

H E S 認証取得範囲：全事業（木質飼料製造を除く）、全事業所、全従業員
E A21 相互認証範囲：産業廃棄物の収集運搬及び中間処理

2.HES：産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容

(1) 事業規模

①収集運搬業

・運搬車両の種類と台数

車両型式	最大積載量	台数	運搬品目
清掃車	7,800 kg	1 台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)
清掃車	9,120 kg	1 台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)
清掃車	8,600 kg	1 台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)
ダンプ	6,700 kg	1 台	動物のふん尿、木くず、動植物残さ、金属くず、がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	2,000 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	1,750 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	3,400 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	1,250 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	350 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
バン	1,000 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	12,800 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を含む
塵芥車	3,750 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ

塵芥車	4,000 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,400 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,850 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,950 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ

・保管容器の用途と容量

運搬容器等の名称	用途	容量
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	2000
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	200
フレキシブル コンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、 石綿含有産業廃棄物の運搬	1 m ³
鉄製ペール缶	汚泥の運搬	200
IBC 容器	廃酸、廃アルカリの運搬	1,050 0
廃蛍光灯回収プラダン箱	水銀使用製品産業廃棄物の運搬	1050

① 処分業

中間処理施設の種類の種類	①汚泥の脱水施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	令和2年8月5日
設置場所	北見市小泉761番12
処理能力・稼働時間	8 m ³ /日 (8時間) ・1 m ³ /時間
処理方式	脱水
構造・設備の概要	多重円盤外胴型スクリーブレス脱水機
環境保全対策等	汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管

中間処理施設の種類の種類	②汚泥の脱水施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	平成20年6月12日
設置場所	北見市小泉761番12、762番13
処理能力・稼働時間	8 m ³ /日 (8時間) ・1 m ³ /時間
処理方式	脱水
構造・設備の概要	多重円盤外胴型スクリーブレス脱水機
環境保全対策等	汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管

中間処理施設の種類の種類	③廃プラスチック類の減容施設
取扱品目	発泡スチロールに限る
設置年月日	平成13年5月10日
設置場所	北見市小泉761番6、12
処理能力・稼働時間	0.96 t/日 (8時間) ・0.12 t/時間
処理方式	熱風循環方式
構造・設備の概要	灯油バーナー仕様
環境保全対策等	排気ガス測定実施

中間処理施設の種類の種類	④汚泥の天日乾燥施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	平成20年4月16日
設置場所	北見市小泉761番1
処理能力・稼働時間	76.08 m ³ /日 (24時間) ・3.17 m ³ /時間
処理方式	天日乾燥
構造・設備の概要	地表水流入防止堰付、RC製土間
環境保全対策等	RC製土間による土壌汚染防止。

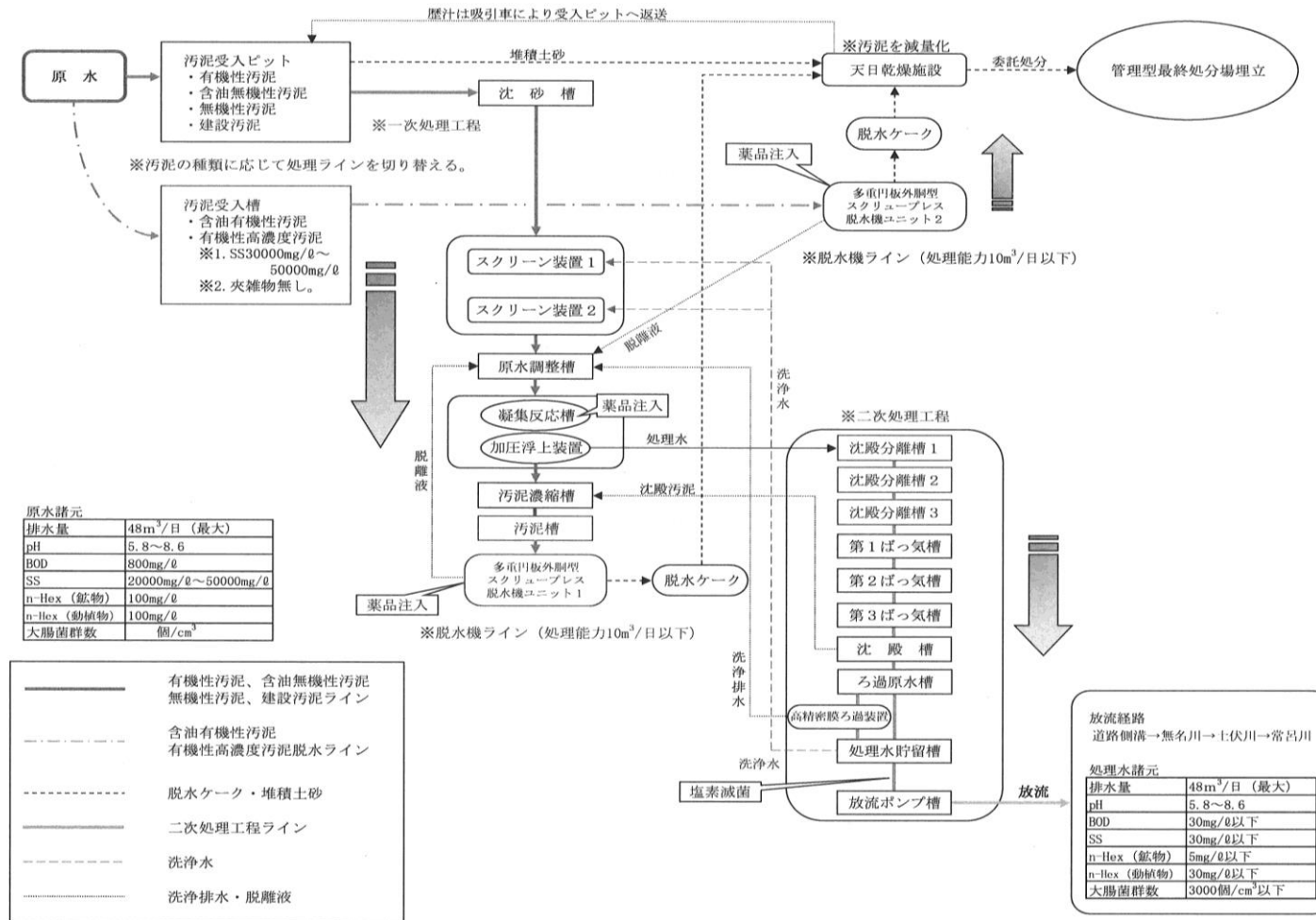
・保管施設

保管場所名	設置場所	面積	保管上限量	保管品目
保管場所1	北見市小泉761番地6、12	48 m ²	168 m ³	廃プラスチック類（発泡スチロール）

発泡スチロール減容化処理工程

発泡スチロール → 減容機 → スチロール樹脂ブロック

3. 処理施設フローシート (変更後)



水槽名称	有効容量(m ³)
汚泥受入ビット	137.698
汚泥受入槽	15.960
沈砂槽	53.586
原水調整槽	74.250
汚泥濃縮槽	32.775
汚泥槽	15.960
沈殿分離槽1	18.400
沈殿分離槽2	15.000
沈殿分離槽3	27.846
第1ばっ気槽	26.775
第2ばっ気槽	26.775
第3ばっ気槽	15.750
沈殿槽	11.025
ろ過原水槽	24.633
処理水貯留槽	20.240
放流ポンプ槽	5.520

(2) 処理実績

産業廃棄物中間処理

処理実績	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
汚泥	t	3,318.46	3,403.07	4,004.30
発泡スチロール	t	32.88	29.99	29.76

産業廃棄物収集運搬

処理実績	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
汚泥	t	2,670.59	2,475.93	3,267.83
廃プラスチック類	t	115.16	88.18	106.17
金属くず	t	26.95	25.74	23.67
電気機器	t	13.18	14.73	14.49
木くず	t	1.82	1.20	8.92
コンクリート及び陶器くず	t	3.3	1.10	3.09
ゴムくず	t	0.08	0.00	0.00
動植物性残さ	t	16.02	0.00	0.00
管理型混合物	t	112.05	98.87	102.15
繊維くず	t	0.00	0.00	0.00
石膏ボード	t	0.00	0.00	0.00
汚泥(特管)	t	0.00	0.00	0.00
廃油(特管)	t	0.00	0.00	0.00
廃酸(特管)	t	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ(特管)	t	0.00	0.00	0.00

一般廃棄物収集運搬

処理実績	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業系一般廃棄物	t	3,221.79	3,261.96	3,363.47
一般廃棄物浄化槽等	m ³	1,080.80	1,148.90	1,027.90

(3) 産業廃棄物の汚泥の種類と処理料金

形状 ・ 性質 (含水率 85%超)		単価
有機性	処理施設汚泥 (沈砂槽) ※ごみ混入なし	42,000 円
	処理施設汚泥 (沈殿・濃縮汚泥)	
	処理施設汚泥 (ばっ気槽汚泥)	32,000 円
	下水道中継ポンプ場清掃汚泥	
	道路側溝清掃汚泥	
	道路縦断管清掃汚泥	
	下水道管渠清掃汚泥	27,000 円
	下水道 (新設) 管渠清掃汚泥	
含油有機性	食肉加工場・水産加工場汚泥	42,000 円
	ビル雑排槽汚泥	34,000 円
	油水分離槽汚泥 (廃油不可)	
含油無機性	車輛整備工場・洗車場汚泥	32,000 円
	油水分離槽汚泥 (廃油不可)	
建設汚泥	舗装切断水汚泥	38,000 円
	推進工法汚泥	40,000 円

(4) 許認可一覧

業の種類：産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00100045587

取得年月日：令和3年2月27日

有効期限：令和10年2月26日

許可品目及び処理方法：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉍
さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん
尿、ばいじん、水銀使用製品

業の種類：産業廃棄物処分業

許可区域：北海道

許可番号：00120045587

取得年月日：令和3年4月28日

有効期限：令和10年4月27日

許可品目及び処理方法：脱水（汚泥）
天日乾燥（汚泥）
減容（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る））

業の種類：特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00150045587

取得年月日：令和4年4月25日

有効期限：令和11年4月24日

許可品目及び処理方法：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ

指定下水汚泥、汚泥及びこれらを処分するために処理したも
の（有害物質（アルキル水銀、水銀又はその化合物（アルキ
ル水銀化合物を除く）、カドミウム又はその化合物、鉛又は
その化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はそ
の化合物、シアン化合物））の基準を超えているもの。
積替え及び保管は行わない。

(5) 事業計画

収集運搬業事業計画(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は昭和51年創業以来、一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、北見市を拠点にオホーツク地域で廃棄物処理業者としての責任において地域環境保全に努めてまいりました。平成9年には産業廃棄物処分業の許可を受け、産業廃棄物汚泥中間処理施設を開設し、産業廃棄物の総合処理業者として営業しております。また、平成22年11月にHES北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格の認証を取得し、平成23年12月には優良産廃処理業者に係る基準適合を受けました。また、平成24年には特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し廃棄物の適正処理と環境保全に一層の努力をしております。

1. 廃プラスチック類について

北見市内及び近郊の事業所から排出される廃プラスチック類を産業廃棄物の廃プラスチック類として愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店・株式会社アシストへ運搬する。

また、発泡スチロールに限り株式会社エース・クリーンへ運搬し、熱風式による減容処理を行った廃プラスチック塊は、NCT化学株式会社に有価物として売却する。

2. ゴムくずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるゴムくずを産業廃棄物のゴムくずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

3. 金属くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出される金属くずを産業廃棄物の金属くずとして愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店へ運搬する。

4. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

5. がれき類について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出されるがれき類を産業廃棄物のがれき類として愛和産業株式会社へ運搬する。

6. 紙くずについて

北見市内及び近郊の印刷業より排出される紙くずを産業廃棄物の紙くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

7. 木くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される木くずを産業廃棄物の木くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

8. 繊維くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される繊維くずを、産業廃棄物の繊維くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

9. 動植物性残さについて

北見市内及び近郊の食料品製造業より排出される動植物性残さを、産業廃棄物の動植物性残さとして

愛和産業株式会社・株式会社アシストへ運搬する。

10. 動物のふん尿について

北見市内及び近郊の畜産業より排出される動物のふん尿を、産業廃棄物の動物のふん尿として愛和産業株式会社へ運搬する。

11. 燃え殻について

北見市内及び近郊の熱供給業より排出される燃え殻を、産業廃棄物の燃え殻として愛和産業株式会社へ運搬する。

12. 汚泥について

北見市内及び近郊より排出される、下水道管渠清掃汚泥・下水道中継ポンプ場清掃汚泥・道路側溝清掃汚泥・生産工場排水施設汚泥・各分離槽清掃汚泥等を産業廃棄物の汚泥として株式会社エース・クリーンへ運搬し、脱水による中間処理を行い、愛和産業株式会社にて最終処分の委託処理を行う。

13. 鋳さいについて

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される鋳さいを、産業廃棄物の鋳さいとして愛和産業株式会社へ運搬する。

14. ばいじんについて

北見市内及び近郊の電気業より排出されるばいじんを、産業廃棄物のばいじんとして愛和産業株式会社へ運搬する。

15. 廃油について

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される廃油を、産業廃棄物の廃油として株式会社アシストへ運搬する。

16. 廃酸について

北海道内の化学工業より排出される廃酸を、産業廃棄物の廃酸として株式会社アシストへ運搬する。

17. 廃アルカリについて

北海道内の化学工業より排出される廃アルカリを、産業廃棄物の廃アルカリとして株式会社アシストへ運搬する。

18. 石綿含有産業廃棄物について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出される石綿含有産業廃棄物を産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物として愛和産業株式会社へ運搬する。

19. 水銀使用製品産業廃棄物について

北見市内及び近郊の事業所から排出される水銀使用製品産業廃棄物を産業廃棄物の水銀使用製品産業廃棄物として野村興産株式会社・株式会社リプロワークへ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地 (処分場の 名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社斉藤商店 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト 北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
2	ゴムくず	3 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
3	金属くず	3 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社斉藤商店
4	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず	3 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
5	がれき類	3 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
6	紙くず	3 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の印刷業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
7	木くず	10 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
8	繊維くず	10 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
9	動植物性残さ	10 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の食料品製造業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
10	動物のふん尿	10 t / 月	液状	北見市内及び近郊 の畜産業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
11	燃え殻	10 t / 月	粉状	北見市内及び近郊 の熱供給業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
12	汚泥	300 t / 月	泥状	北見市内及び近郊 の下水道等事業所	積替え保管を行わない	北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
13	鋳さい	30 t / 月	固形	北見市内及び近郊 の自動車整備業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
14	ばいじん	10 t / 月	粉状	北見市内及び近郊 の電気業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社

15	廃油	10 t /月	液状	北見市内及び近郊 の自動車整備業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
16	廃酸	10 t /月	液状	北海道内の化学工 業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
17	廃アルカリ	10 t /月	液状	北海道内の化学工 業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
18	石綿含有産業 廃棄物	0.1 t /月	固形	北見市内及び近郊 の土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
19	水銀使用製品 産業廃棄物	0.5 t /月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見留辺蘂町富士見217-1 野村興産株式会社 北見市豊田22番5 株式会社リプロワーク

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
①	日野	北見 800 は 129	清掃車	9,120	強力吸引車
②	三菱	北見 400 さ 7221	キャブオーバ	1,250	
③	日野	北見 800 は 900	塵芥車	3,850	塵芥車
④	日野	北見 100 さ 5637	キャブオーバ	1,750	廃棄物運搬車
⑤	日野	北見 100 さ 5668	キャブオーバ	3,400	資源ごみ
⑥	日野	北見 100 は 1377	ダンプ	6,700	
⑦	日野	北見 800 は 439	塵芥車	3,400	塵芥車
⑧	UDトラックス	北見 800 は 652	清掃車	7,800	強力吸引車
⑨	日野	北見 100 さ 7247	キャブオーバ	2,000	資源ごみ
⑩	日野	北見 800 は 615	塵芥車	4,000	塵芥車
⑪	日野	北見 800 は 771	塵芥車	3,750	塵芥車
⑫	スズキ	北見 480 い 1047	キャブオーバ	350	軽トラック
⑬	いすゞ	北見 400 す 8184	バン	1,000	バン
⑭	三菱	北見 100 は 2619	キャブオーバ	12,800	
⑮	日野	北見 100 は 640	塵芥車	3,950	塵芥車
⑯	いすゞ	北見 800 は 1197	清掃車	8,600	清掃車
事務所の所在地		北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			
駐車場の所在地		北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	運搬容器等の名称
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ	鋼鉄製ドラム缶
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ	ポリエチレン容器
フレキシブル コンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿 含有産業廃棄物の運搬	1 m ³	フレキシブル コンテナバッグ
鉄製ペール缶	汚泥の運搬	20ℓ	鉄製ペール缶
IBC 容器	廃酸、廃アルカリ	1,050ℓ	IBC 容器
廃蛍光灯回収プラダン箱	水銀使用製品産業廃棄物	105ℓ	廃蛍光灯回収 プラダン箱
(3) 積替え又は保管施設の概要 積替え保管を行わない。			

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

① 清掃車

汚泥、動物のふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ

- ・車両番号：北見 800 は 129
- ・車両番号：北見 800 は 652
- ・車両番号：北見 800 は 1197

塵芥車

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 800 は 900
- ・車両番号：北見 800 は 615
- ・車両番号：北見 800 は 771
- ・車両番号：北見 800 は 439
- ・車両番号：北見 100 は 640
- ・車両番号：北見 800 は 1161

② キャブオーバ

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物

- ・車両番号：北見 400 さ 7221
- ・車両番号：北見 100 さ 5637
- ・車両番号：北見 100 さ 5668
- ・車両番号：北見 100 さ 7247
- ・車両番号：北見 480 い 1047
- ・車両番号：北見 100 は 2619

③ ダンプ

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 100 は 1377

④ バン

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 400 す 8184

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和6年3月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
				うちPCB担当者			
6人	0人	6人	39人	0人	18人	0人	69人

収集運搬業事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は産業廃棄物の収集運搬と処分業を営んでおります。業務の中で「有害物質含有」「揮発油類含有」「強酸・強アルカリ含有」の可能性のある廃棄物についての相談が時折あります。中には突発的な事故など急を要する場合でも、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有さないことを理由に、依頼を断る事がありました。今後、顧客のニーズを満ち満足度の高いサービスを提供する為にも、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得することにしました。

① 廃油について

道内近郊の洗濯洗浄施設及び電子部品製造業から排出される有害物質または融点 70 度以下の廃油や、突発的な事故により流出した灯油類及び軽油類を特別管理産業廃棄物の廃油として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

② 廃酸について

道内近郊の試験研究機関より排出される、pH2.0 以下の強酸を、特別管理産業廃棄物の廃酸として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

③ 廃アルカリについて

道内近郊の試験研究機関より排出される、pH12.5 以上の強アルカリを、特別管理産業廃棄物の廃アルカリとして野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

④ 汚泥について

北海道内の下水処理場より排出される指定下水汚泥や、無機化学工業製品製造業にて排出される有害汚泥を、特別管理産業廃棄物の汚泥として野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
①	廃油	1t/月	液状又は泥状	北海道内 洗濯業 電子部品製造業	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
						野付郡別海町別海 14番 地の1 株式会社アシスト
②	廃酸	1t/月	泥状	北海道内 試験研究機関	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
						野付郡別海町別海 14番 地の1 株式会社アシスト
③	廃アルカリ	1t/月	泥状	北海道内 試験研究機関	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
						野付郡別海町別海 14番 地の1 株式会社アシスト
④	汚泥	1t/月	泥状	北海道内下水処理場 無機化学工業製品製 造業	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見2 17番地1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
①	UDトラック	北見 800 は 652	清掃車	7,800	
②	日野	北見 800 は 129	清掃車	9,120	
③	日野	北見 100 さ 5637	キャブオーバ	1,750	
④	いすゞ	北見 400 す 8184	バン	1,000	
⑤	軽トラック	北見 480 い 1047	キャブオーバ	350	
⑥	いすゞ	北見 800 は 1197	清掃車	8,600	
⑦					
⑧					
⑨					
事務所の所在地		北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			
駐車場の所在地		北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ	
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ	

(3) 積替え又は保管施設の概要

積替え保管を行わない。

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

- ① 車両の名称：UDトラック
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
・車両番号：北見 800 は 652
- ② 車両の名称：日野
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
・車両番号：北見 800 は 129
- ③ 車両の名称：日野
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
・車両番号：北見 100 さ 5637
- ④ 車両の名称：いすゞ
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
・車両番号：北見 400 す 8184
- ⑤ 車両の名称：スズキ
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
・車両番号：北見 480 い 1047
- ⑥ 車両の名称：いすゞ
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
・車両番号：北見 800 は 1197

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和6年3月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
				うちPCB担当者			
6人	0人	6人	39人	0人	18人	0人	69人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

①飛散防止対策

運搬車両容器のひび・破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行い運搬時の飛散防止に努める。

②悪臭、騒音、振動対策

運搬車両は、定期的に洗車・清掃を行い清潔にする。また、悪路の走行に際しては、徐行運転に務め粉塵の発生防止を図る。

③揮発油類、灯油類及び軽油類の収集運搬に係わる対策

揮発油類、灯油類及び軽油類が含まれる汚泥を取扱う場合、消火器を所持し運搬中火気厳禁とする。また、北見地区消防組合より頂いた意見書の指示に従い安全確保に努める。

④その他安全対策

特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混載すると有害ガスなどを発生する恐れがある為、原則として混載は行わないものとする。また、運搬後は必ず洗浄作業を行う事とする。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管を行わない。

(3) その他

①環境マネジメントについて

HE S北海道環境マネジメントシステムスタンダードを運用し、環境負荷を低減する取組を継続して行う。

②安全管理について

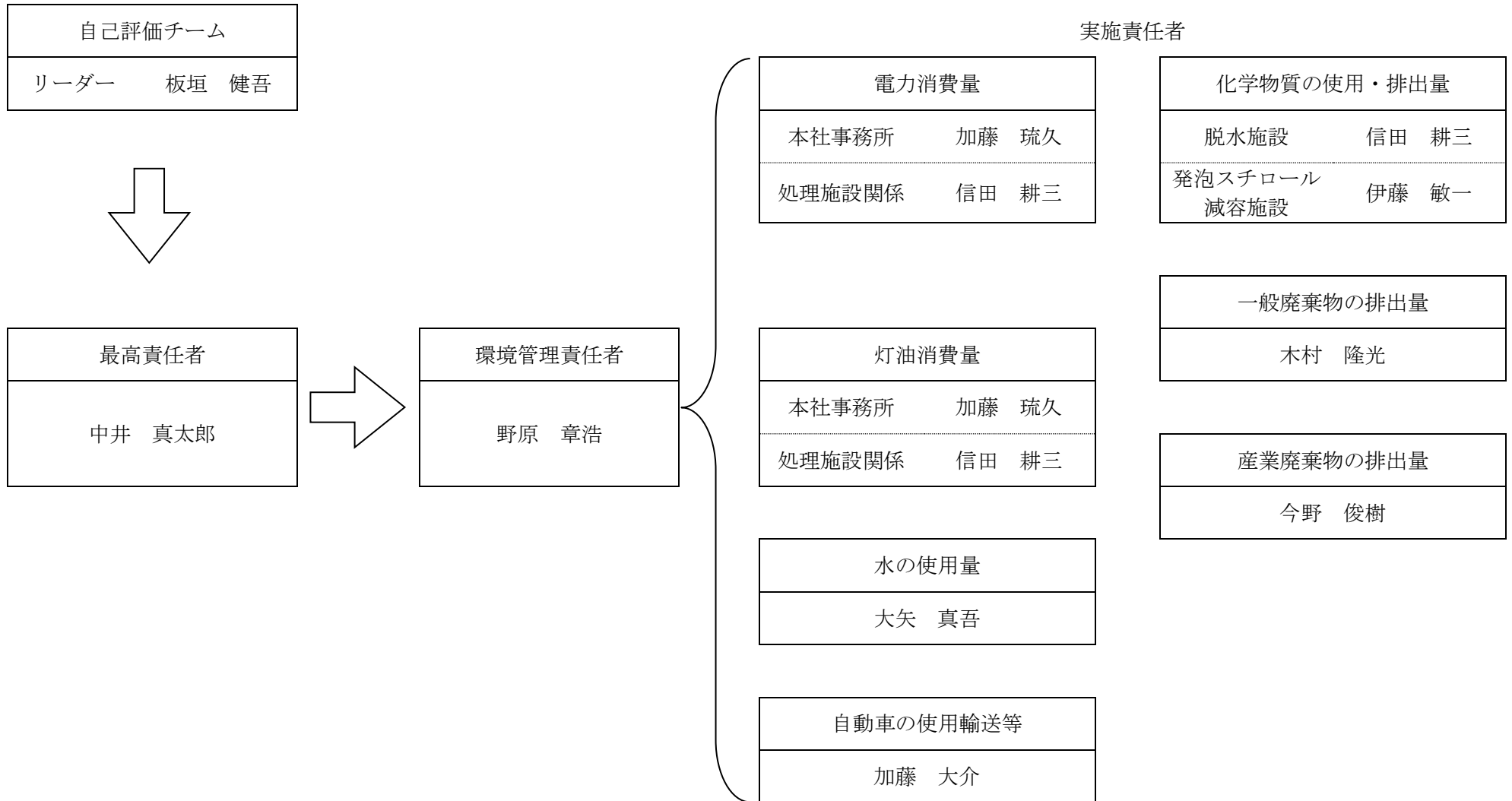
安全管理者を設置し、安全管理体制を構築する。

③従業員教育について

年1回以上、安全大会を実施すると共に不定期に安全ミーティングを開催し、従業員へ事故防止を促すことで環境保全に務める。

環境改善活動の取組体制

別図ー2 「環境マネジメントシステム体制図」



3. 環境に関する基本方針

環境に関する基本方針

< 基本理念 >

株式会社エース・クリーンは、事業運営と地球環境の保全両立し、住み良い北海道の地域社会を実現するために、全組織を挙げて環境改善活動に取り組みます。

< 方 針 >

株式会社エース・クリーンは、産業廃棄物の収集運搬、処分業及びそれに関するサービスの提供により発生する環境影響を低減するために、次の方針に基づき、環境改善活動を推進します。

1. 当社の活動及びサービスが関わる環境への影響を常に認識し、全事業所において環境マネジメントシステムを継続的に改善し、汚染の予防にも努めます。
2. 環境に関連する法的及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動及びサービスが関わる環境影響要因のうち、以下の項目を環境改善活動の重点テーマとして取組みます。

(1) エネルギー（電気・石油類）使用量の削減

(2) 廃棄物排出量の削減

(3) 水使用量の削減

(4) 化学物質使用量の削減

(5) 受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目

4. この環境に関する基本方針は、全従業員が理解し、行動出来るよう周知徹底するとともに、社外にも公表します。
5. 地域密着型の環境保全活動に積極的に参画します。

この環境に関する基本方針を達成し、環境パフォーマンスを向上させるために、環境目標を設定し、当社の全従業員をあげて、環境改善活動を展開するとともに、定期的に見直しを実施します。

2021年4月1日 制定
株式会社エース・クリーン
代表取締役 中井 真太郎

4. 環境目標

項目	基準年度	環境目標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
電力消費量 本社事務所 【責任者】 加藤 琉久	電力消費量 19,622 kW/年 (13,343 kg CO2/年) ※基準年令和4年度 CO2 排出係数 0.680 (北海道電力)	基準年度を維持する。 本社事務所 19,622kW/年 (13,343 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 19,622kW/年 (13,343 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 19,622kW/年 (13,343 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
電力消費量 処理施設関係 【責任者】 信田 耕三	電力消費量 85,352 kW/年 (58,039 kg CO2/年) ※基準年令和3年度 CO2 排出係数 0.680 (北海道電力)	基準年度から2%削減する。 処理施設関係 83,645kW/年 (56,878 kg CO2/年)	基準年度から3%削減する。 処理施設関係 82,791kW/年 (56,297 kg CO2/年)	基準年度から4%削減する。 処理施設関係 81,938kW/年 (55,717 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
灯油消費量 本社事務所 【責任者】 加藤 琉久	灯油消費量 5,197 l/年 (12,950 kg CO2/年) ※基準年令和4年度 CO2 排出係数 36.7×0.0679	基準年度を維持する。 本社事務所 5,197 l/年 (12,950 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 5,197 l/年 (12,950 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 本社事務所 5,197 l/年 (12,950 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
灯油消費量 処理施設関係 【責任者】 信田 耕三	灯油消費量 18,553 l/年 (46,232 kg CO2/年) ※基準年令和4年度 CO2 排出係数 36.7×0.0679	基準年度を維持する。 処理施設関係 18,553 l/年 (46,232 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 処理施設関係 18,553 l/年 (46,232 kg CO2/年)	基準年度を維持する。 処理施設関係 18,553 l/年 (46,232 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
水の使用量 【責任者】 大矢 真吾	地下水使用量 334.0 t/年 ※基準年令和4年度	基準年度を維持する。 334.0 t/年	基準年度を維持する。 334.0 t/年	基準年度を維持する。 334.0 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照

自動車の使用 輸送等 【責任者】 加藤 大介	車両の燃費 3.49 km/ℓ ※基準年令和3年度	基準年度から2%向上する。 3.56 km/ℓ	基準年度から3%向上する。 3.59 km/ℓ	基準年度から4%向上する。 3.63 km/ℓ
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
化学物質の 使用量 脱水施設 【責任者】 信田 耕三	放流水の水質分析 薬品使用量の管理 ※維持項目	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
化学物質の 排出量 発泡スチロール減容施設 【責任者】 伊藤 敏一	排気ガスの測定 ※維持項目	定期的な排ガス測定	定期的な排ガス測定	定期的な排ガス測定
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
産業廃棄物の 排出量 【責任者】 今野 俊樹	産業廃棄物排出量 (汚泥を含まない) 3.31 t/年 ※基準年令和4年度	基準年度を維持する。 3.31 t/年	基準年度を維持する。 3.31 t/年	基準年度を維持する。 3.31 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照

5. 環境活動計画（施策内容）

○電力消費量（本社事務所）

冷房時の室温設定を 28℃にし、クールビズ運動に積極的に取り組む。

使用していないパソコンのシャットダウンを徹底する。

西側窓の採光を季節により調節し、室温の最適化を図る。

照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。

照明器具のLED化を図る。

CO₂の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○電力消費量（処理施設関係）

照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。

低電力の脱水機を優先して使用する。

施設内の水銀灯及び蛍光灯のLED化を図る。

CO₂の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○灯油消費量（本社事務所）

床暖房器具をタイマー及びサーモ運転を行い、室温の最適化を図る。

冬季間であっても節気により温度設定を調整し、灯油消費量の削減に努める。

太陽光を有効活用し、室温の最適化を図る。

CO₂排出量削減の意識を向上させる為、ウォームビズに関する教育実施を行う。

○灯油消費量（処理施設関係）

暖房設備の温度管理を行う。

断熱加工する要素がある場所は、断熱処理を行う。

CO₂の排出量削減の知識を向上させる為、教育資料を使い教育実施を本社と同時に
行う。

○水の使用量

節水洗車の確立。

・スプレーガン洗車と併用して、ブラシやスポンジを使用する。

・月初に朝礼で水使用量を報告し、節水の意識を高める。

水道メーターの確認を行う。

使用量が不自然に増加した場合、漏水等の調査を実施する。

環境教育として、洗車場の利用方法や節水洗車の方法を周知徹底する。

○自動車の使用輸送等

アイドリングストップ。

日常点検・定期点検整備の励行。

最適なエンジン回転での走行。

過積載の防止。

上記の項目を含む環境教育として環境エネルギー庁から発信されている、エコドライブ推進マニュアルの資料を回覧し周知する。

○化学物質の使用量（脱水施設）

定期的な水質分析の実施（1回／月）。

脱水業務で使用した薬品量の把握。

運転管理日報の作成。

環境教育の一環として、中間処理施設の処理方法の見学会を実施。

○化学物質の排出量（発泡スチロール減容施設）

発泡スチロール減容機の排出ガスの測定。

排気口フィルターボックスの清掃を定期的に行う。

高品質のインゴットを作成する。

トルエン、スチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒドの人体に及ぼす影響を示す資料を回覧し周知させる。

○産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の分別を徹底する。

汚泥脱水施設の最終処分汚泥量を削減する。

発泡スチロール減容施設の受入時の梱包廃プラの発生量を削減する。

自社排出分の管理型混合物の排出量を削減する。

環境教育として、産業廃棄物の種類の知識を向上させる為の資料を回覧する。

6. 環境目標の実績（令和5年度）

環境改善活動	具体的施策	目標値	実績値	評価
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (本社事務所) CO2 排出係数 0.680(北海道電力)	不在時の照明・パソコンの消灯。	19,622 kW/年 (13,343 kg CO2/年)	16,948kW/年 (11,524kgCO2/年)	A
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (処理施設関係) CO2 排出係数 0.680(北海道電力)	不必要な機械運転の停止。	83,645 kW/年 (56,878 kg CO2/年)	61,809kW/年 (42,030kgCO2/年)	A
2. 省エネルギー 基準年度を維持する。 (本社事務所)	暖房の最適化。	5,197 ℓ/年 (12,950 kg CO2/年)	5,732ℓ/年 (14,283kgCO2/年)	B
2. 省エネルギー 基準年度を維持する。 (処理施設関係)	暖房の最適化。	18,553ℓ/年 (46,232 kg CO2/年)	13,993ℓ/年 (34,869kgCO2/年)	A
3. 自動車の使用輸送等 燃費を2%向上する。	アイドリングストップと車両整備の徹底。	3.56 km/ℓ	3.65 km/ℓ	A
4. 水の使用量 基準年度を維持する。	節水洗車 水道メーターの確認	334.0 t/年	413.0 t/年	C
5. 化学物質の使用量 性状に合わせた添加量の最適化と薬品の保管・管理の徹底。	1回/月の水質分析。	pH:5.8から8.6 BOD:30 mg/ℓ以下 SS: 30 mg/ℓ以下 大腸菌群数: 3000 個/cm ³ 以下	同左	A
6. 産業廃棄物の排出量 自社排出分の産業廃棄物排出量を削減する。	産業廃棄物の分別や排出についての適正管理を実施する。	3.31 t/年	1.10 t/年	A

令和5年度 CO2 排出量：746,074 kg-CO2（対前年比 100.53%）

※評価基準 A：達成率 100%以上

B：達成率 90%から 100%

C：達成率 90%未満

7. 環境改善活動の評価と課題、次年度の計画

○電気消費量（本社事務所）

令和5年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。
令和6年度も継続した活動に期待したい。

○電気消費量（処理施設関係）

令和5年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。
令和6年度も継続した活動に期待したい。

○灯油消費量（本社事務所）

令和5年度は、10月から3月まで目標値を超えてしまった。原因としては昨年より床暖房の使用期間が長かったのと、設定温度を高く設定していた為灯油の使用料が増えてしまった。令和6年度は設定温度が適正な温度か確認する体制を作り、灯油の使用料を減らせるよう周知する。

○灯油消費量（処理施設関係）

令和5年度は昨年の反省を生かし、断熱処理・省エネ活動を行い取り組みが反映された結果となった。
令和6年度も継続した活動に期待したい。

○水の使用量

令和5年度は、目標値にしていた令和4年度の9月から水量計が壊れて適切な数値ではなかったことが後から判明し大幅に目標を超えてしまう結果になった。
令和6年度からは、水量計はメンテナンスが無く電池式で電池が無くなると使えなくなり本体を交換するシステムなのでメーターが動いてなかったらすぐ交換するように周知する。また、目標値を令和3年度の実績値とする。

○自動車の使用輸送等

令和5年度は、昨年の反省を生かし、アイドリング・急な加速・減速・日頃のメンテナンスの実施をするよう周知でき、取り組みが反映された結果となった。
令和6年度も継続した活動に期待したい。

○化学物質の使用量（脱水施設）

令和5年度も安定した水質分析結果であった。今後も良好な水質保持するよう促した。次年度の脱水施設での化学物質の使用はこれまでの活動を継続したい。

○化学物質の排出量（発泡スチロール減容施設）

発泡スチロール減容機の排気ガスと作業場内の環境測定を実施し、問題となる測定結果ではなかった。項目はトルエン・スチレン・アセトアルデヒド・ホルムアルデヒドの4項目である。次年度からは発泡スチロール減容施設を廃止するので、この項目は削除する。

○産業廃棄物の排出量

令和5年度の排出量は削減することができた。次年度も排出の際には必ず分別を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付・保管する

・令和5年度のポイント

令和5年度は、本社事務所の電力使用量、本社事務所の灯油使用量、処理施設の灯油使用料、水の使用量、産業廃棄物の排出量、全5項目の基準年度を令和4年度の実績とした。

本社の灯油使用料に関しては、使用時期が長かったのと設定温度が高かった為使用量が増えてしまった。次年度からは設定温度が適正な温度か確認する体制を作り、灯油の使用料を減らせるよう周知する。

水使用量に関しては、目標値にした令和4年度の数値が水量計の破損が原因で適正な数値ではないことが判明し、目標値を大幅に超えてしまう結果になった。次年度からは令和3年度を基準年度とし、水量計のメンテナンスを実施しながら常に適正な数値になるよう努める。

その他は年間通しても排出抑制が出来ていたので現状維持していく。

8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項

当社の事業活動に該当する環境に関する法的及び当社が同意するその他の要求事項については、遵守状況を定期的に確認した結果、違反は無かった。内容は下表に示す。また、利害関係者からの指摘・訴訟等も無かった。

法律等の名称	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、令、規則	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（北海道）	○
産業廃棄物の保管施設のガイドライン（北海道）	○
北見市との公害防止協定	○
北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例	○
一般高圧ガス保安規則	○
計量法	○
電気事業法	○
浄化槽法	○
北見地区消防組合火災予防条例	○
道路運送車両の保安基準	○
フロン排出抑制法	○
自動車リサイクル法（リース満了後買取車対象）	○
容器包装リサイクル法	○
北海道循環型社会推進条例	○

9. 代表者の見直し評価

昨年度、不適合及び是正処置が必要であった項目は、本社事務所の灯油使用量と水使用量

であった。

近年、施設の増設工事などに伴い排出量に変化する状況もあるが、現状を知り適切な環境意識を職員に持たせることが重要である。

CO2 排出量が昨年より少し増えている件については原因を調べる必要がある。

実情に見合った目標設定を行い、社員一人一人の意識向上に努めていただきたい。

- ・環境に関する基本方針、環境マネジメントシステム体制、環境目標、環境活動計画等について今回の見直しはない。